

令和5年 第4回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年4月5日(水) 13時30分
2. 場 所 保内庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	欠 席
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

6番 井上 仁委員

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

○欠席委員

6番 西川 久美委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

5件

議案第 20 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	2 件
議案第 21 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	7 件
議案第 22 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	15 件
議案第 23 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	1 件
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	7 件
追加議案第 24 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	1 件
追加報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 4 年度農地利用意向調査（アンケート）の結果について
- ・令和 5 年度農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
- ・令和 5 年度八幡浜市農業委員会スケジュール（案）について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・令和 5 年度最適化活動の目標の設定について
- ・令和 5 年活動記録簿について
- ・第 5 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 5 年第 4 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の出席委員は 19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

 欠席委員は 6 番「西川 久美委員」の 1 名です。

 なお、本日は推進委員から 6 番「井上 仁委員」の 1 名に出席していただいております。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 (大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議 長 それでは議事録署名人に「15番、山内 裕司委員」、「17番、河野和弘委員」を指名します。
- 議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号6、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第19号、番号6について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,582㎡」、外6筆、計「12,241㎡」、3条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「遠方に居住しており、管理できないので譲り渡したい」。譲受人は「申請地の近隣に畑を所有しているので、取得して経営規模を拡大したい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 推進委員
6番 〇〇〇〇の件ですが「〇〇〇〇」さんのお父さんが先日亡くなられて、農地を娘さんに譲られたのですが、「〇〇〇〇」さんは遠方に居住しているため作れないということで、「〇〇〇〇」さんの畑の近所で耕作している「〇〇〇〇」さんが、その土地を作りたいということで、話がまとまりました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の〇〇〇〇〇などもされ、まじめな方ですので、大丈夫だと思います。
以上です。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号7、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「366 m²」、外2筆、計「2,261 m²」、3条有償移転です。

　　譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　申請事由としては、譲渡人は「遠方に居住しており、管理できないので譲り渡したい」。譲受人は「自宅に近い園地なので、取得して経営規模を拡大したい」であります。

　　本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

　　説明は以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

7 番 　　譲渡人の「〇〇〇〇」さんですが、数年前にお父さんが亡くなられて耕作できないということで、近所に倉庫のある「〇〇〇〇」さんが「作りましょう」ということで話がまとまりました。

　　息子さんがこれから就農する予定なので、充分やれると思います。よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 8 から 9 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 8 から 9 まで一括して説明します。

番号 8、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「108 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「県外に在住のため農業ができないので譲り渡したい」。譲受人は「本件農地が購入した宅地・建物に隣接しているので、家庭菜園として利用したい」であります。

続きまして、番号 9 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,084 m²」、外 7 筆、計「7,638 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「譲受人の新規就農の補助金受給の条件であるため譲り渡したい」。譲受人は「新規就農の補助金受給のために、使用貸借していた農地を譲り受けたい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号8から説明したいと思います。

この土地ですが、空き家になっていた土地を「〇〇〇〇」さんが購入されまして、それに付属していた農地です。「〇〇〇〇」さんは県外に居住しておりますので、耕作できないとのこと。

番号9ですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」、〇〇〇〇。親子関係で「〇〇〇〇」君が補助金を受給するために父親から園地を譲り受けたいということで話がまとまっております。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号10、事務局の説明を求めます。

事 務 局 農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「247 m²」、外1筆、計「279 m²」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「所有する宅地・建物と併せて譲り渡したい」。譲受人は「宅地・建物を購入するにあたり、隣接する申請地も併せて買い受けて自家用の野菜畑として利用したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 書いてあるとおりですが、〇〇〇〇在住の「〇〇〇〇」さんから今回、「〇〇〇〇」さん、宅地・建物を購入するにあたり、隣接する畑を一緒に購入して家庭菜園にしたいということです。
問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 20 号、番号 2 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「387 m²」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い家財道具も増え、現在の住宅では手狭となり非常に不便を感じている。そこで今回日常生活をする上で立地条件の良い申請地を選び自己住宅を新築したく申請する」とのことです。

続いて参考資料の 1、2 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の南隣に位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることがで

きることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 3 ページから 5 ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子関係にあります。今回、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でアパート住まいなので、父の農地を借りて、そこに自宅を建てたいとのこと。

問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 3 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「243 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅・農業用倉庫用地・駐車場用地」、転用理由「既存の住宅が古くて狭いので、農業後継者用の住宅を建築したい。また、農業用倉庫も不足しているので農業用倉庫を併せて建築し、駐車場も確保したく申請する」とのことです。

参考資料の 6 ページ、7 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の東側に位置しており、農地としては、農業

振興地域内の農用地区域外にある「小集団の生産性の低い農地」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「他のいずれの区分にも該当しない農地」に該当するため、「第2種農地」となります。

この第2種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に、他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の8ページから10ページに、地番地目図及び利用計画等を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9番 「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」君は親子関係でありまして、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇となり、最近お嫁さんをもらってがんばっております。お母さんは亡くなっており、お父さんと一緒に生活しておりますが、農業も一緒にがんばっております。倉庫も私が見たところ、みかん箱手一杯で、これ以上入らないというぐらい手狭になっており、結婚もされたことでありますし、近くも住宅地ばかりの土地ですので、農業用倉庫を兼ねた住宅を建設したいと相談がありましたが、それならこれからもっとがんばれるのではないかと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。

番号 14 から 15 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 21 号について説明します。

番号 14 から 15 まで一括して説明します。

番号 14、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,892 m²」外 3 筆、計「7,528 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

番号 15、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,457 m²」外 1 筆、計「1,468 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

まず番号 14 からですが、「〇〇〇〇」さん、前に小作していた方が「返したい」ということで、急遽、「売りたいのですがどうですか」という話で、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇から出作で来ているのですが、面積をどんどん増やしたいということで、75a と大きな面積ですけど、売買ができました。

番号 15 に関しましては、「〇〇〇〇」さん、高齢のため小作してもらっていたのですが、この方も前に小作していた方が「返したい」ということで、急遽、「誰かいませんか」ということで、「〇〇〇〇」さんに名乗りをあげてもらって売買が成立した状況です。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

議長

続きまして、番号 16、事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号16、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「724 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 2番 売り手の「〇〇〇〇」さんですけど、〇〇〇〇から耕作にいられて
いましたが、昨年の温州の収穫期に奥さんが亡くなられて、本人
〇〇〇〇で、もう耕作できないということで、ちょうど隣の「〇〇〇〇
〇」さんが、「それならば私、園内道を入れたい」ということで、「伝
えてもらえないか」という話の中でとまっております。
この「〇〇〇〇」さん、まだ勤めにでておられますけど、近い将来
専業としてやりたいということで、若い後継者でございます。
審議の程、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号17から18まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号17から18まで一括して説明します。
番号17、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「79 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
番号18、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,218 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは、番号 17、18 を説明させていただきます。

売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で両膝を手術されて、農業ができないということで、隣接しております畑を持っております「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、まだまだ元気いっぱいの方でございます。是非とも購入して農業していきたいと言っておりました。

続きまして、番号 18「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でちょっと体も弱く、この園地はスプリンクラーを止めた状態で、しばらく使われていない放任園に近い状態となっております。そこに隣接しております「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇が「私が作って、改植しながら作りましょうか」ということで話がありました。

「〇〇〇〇」さん、まだまだ元気な方なので大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 19、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 19、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,642 m²」外 8 筆、計「11,398 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇をやっているなので農業の方はやっておら

ず、この土地「〇〇〇〇」君に数年前から貸しておりまして、現在も「〇〇〇〇」君が耕作しておりました。「〇〇〇〇」君のところ、従業員も〇〇〇〇、8月から追加で〇〇〇〇増えるらしいです。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 20、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 20、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「686 m²」外 1 筆、計「1,062 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18 番 この土地は元々10年前から「〇〇〇〇」さんが耕作していた土地でありまして、今回、10年経ったので整理したいということで売買となりました。

何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号 100 から 101 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第 22 号について説明します。
番号 100 から 101 まで一括して説明します。
番号 100、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「813 m²」外 1 筆、計「1,084 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1 年」。
番号 101、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「322 m²」外 3 筆、計「4,035 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、終期「令和 6 年 2 月 29 日」賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 7 番 それでは番号 100 から説明していきます。
貸し手の「〇〇〇〇」さんですが、数年前からちょっと体調が悪くて耕作できないということで、近所の「〇〇〇〇」さんが作るようになりました。契約期間が短いのは、体調が回復したらまた作りたいとのことで 1 年としています。
番号 101 についてですが、「〇〇〇〇」さん、数年前にご主人が亡くなられて、親戚の方に作ってもらっていたのですが、返したいということになって、今こちらで研修生を受け入れているのですが、今年いっぱい研修が終わるので、その間、研修園として〇〇〇〇の方で管理してもらって、来年、研修生に耕作してもらおうようになっています。
問題ないと思います。よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 102 から 106 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 102 から 106 まで一括して説明します。
番号 102、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,179 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 103、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「466 m²」外1筆、計「543 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 104、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「625 m²」外1筆、計「5,281 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 105、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,133 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヶ月」。
番号 106、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「753 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年10ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは番号 102 から 106 まで一括して説明します。

「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇出身で、〇〇〇〇でこちらの方に来られて、2 年間研修をされました。去年、奥さんをもらって、ご夫婦で〇〇〇〇にお住まいです。大変熱心に研修もされました。

番号 102、「〇〇〇〇」さん、高齢で農業はされておられません。この土地は、前に貸していた人が返すという土地で、「〇〇〇〇」君に耕作するか確認すると「します」ということで話がまとまっております。

番号 103、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方、地元にお住まいではありません。お父さんがご高齢で農業ができないということで、この土地もちょうど今年、別の方が耕作していた土地が返ってきて、「〇〇〇〇」君にということで話がまとまりました。

番号 104、「〇〇〇〇」さん。ここは 2 筆あるのですが、狭い方の農地を「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇が作っておられたのですが、誰かに貸したいということで、「〇〇〇〇」君に話がきました。広い農地の方は別の方が耕作しておりましたが、その方もお父さん、お母さんの調子が悪くなって手が回らないということで、今年返された土地がありまして、これも「〇〇〇〇」君に「作ってくれないか」ということで話がまとまり、このようになりました。

番号 105、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。この方も山を整理したいということで、この園地につきましては使用貸借、研修を終え農家をしていた子に貸していた土地であります。現在は荒れてしまっています。その研修を終え農家をしていた子がなくなったことが理由です。その土地は荒れているので、賃料はいりませんということで、使用貸借で「〇〇〇〇」君に貸していただきました。

番号 106、この土地も「〇〇〇〇」さんです。ここはご本人が上手に作られていた土地ですので、「〇〇〇〇」君にということでこのような運びになりました。

皆さん、お気づきかと思いますが、樹園地すべて「1 年 10 ヶ月」の契約になっております。〇〇〇〇で研修生が去年耕作できないと 1 人農業を辞めて、病気のためなのですが、心の病になって山に出なくなって、百姓できなくなって、〇〇〇〇を去りました。この土地が大変たくさんあって、振り分けるのに今、苦勞しているのですが、そういうのを防止するために、〇〇〇〇の支援チームの中で話し合いをもって、新規の就農のときの契約は「2 年間」のしほりを付けました。このような契約の期間になっております。2 年後、再契約をするのです

が、その時に本人の営農状況と農地の所有者との意向を組んで、この時にはしぼりはないということになりました。このような契約になっております。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 107、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 107、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「3,186 m²」、新規の賃貸借です。設定する者「〇〇〇〇」。設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1年9ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。元々、〇〇〇〇に住まわれていたのですが、高齢のため、〇〇〇〇に家を建てて住んでおります。みかん取りをしていたとき、娘さんらと「もう辞めようか」と話していて、隣山の「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇から、「それなら私が作りましょうか」という話があり、合意したようです。

「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇の方に勤めているのですが、奥さんとお母さんが山へ行っており、収穫時期には近所にお姉さんの嫁ぎ先があり、その家族が収穫を手伝ってくれるので問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 108、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 108、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「291 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14 番 貸し手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。借り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんのお父さんが昨年亡くなられて、手が回らないということで、隣を作っている「〇〇〇〇」さんが、「私が作ります」ということで話がまとまりました。
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 109 から 110 まで一括して事務局の説明を求めま

す。

事務局

それでは、番号 109 から 110 まで一括して説明します。
番号 109、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「363 m²」外 2 筆、計「1,939 m²」、
新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年」。
番号 110、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,322 m²」外 1 筆、計「2,668
m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「10 年」。
以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

16 番

番号 109、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で高齢のためもう作れないと
いうことで、私の方に相談がありましたので、近くを作っている「〇
〇〇〇」さんに話を持って行ったところ、「作ります」ということで
話がまとまりました。
番号 110、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇となっておりますが、何年も
前から「〇〇〇〇」さんという方がこの山を作っておられました
が、後継者もいないので、「もう辞める」ということを聞き、また私が「〇
〇〇〇」さんに話を持って行ったところ、「作ります」ということで
話がまとまりました。
「〇〇〇〇」さん、大変、経営面積が多いので、ちょっと気になり
まして聞いてみたのですが、まだまだ作る意欲がありますので、よろ
しくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 111、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 111、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「527 m²」外 1 筆、計「1,454 m²」、
新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9 年 10 ヶ月」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 8 番 それでは、番号 111 について説明させていただきます。
この土地は元々、「〇〇〇〇」君という方が小作していたのですが、「返
します」ということで、土地をあたっていたのですが、〇〇〇〇の
「〇〇〇〇」君が作るということになりました。
「〇〇〇〇」君、先日の〇〇〇〇の方でも夫婦 2 人でこれからやろ
うかということとなっております。〇〇〇〇、〇〇〇〇とかまじめに
仕事をしていたので、重機なども使えるとのことなので、今年からあ
たっている土地、〇〇〇〇の方の土地でも自分で重機を動かして整地
などして熱心にやっておりますので、期待を込めてよろしくお願ひし
たいと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 112 から 114 まで、再設定の案件となっております。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 112 以降は再設定の案件となっています。
番号 112、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,133 m²」、再設定の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「1 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
以上です。
- 議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議長 番号 112 から 114 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。
番号 1、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 23 号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通じた貸借となっています。
番号 1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,114 m²」、新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「2 年 8 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇在住です。この畑は元々別の方が作られておりまして、その方がちょっと「縮小したい」ということで戻さ

れた畑です。そのタイミングで「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、〇〇〇〇からこちらに來られて、みかん作りをしています。今年で〇〇〇〇です。ちょうど慣れた頃で、1反ほどちょっと増やしたいということで話がまとまっております。

よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは報告第3号について説明します。
番号10、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「4,656㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 　　報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 　　追加議案がありますので、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号21、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第24号について説明します。

番号 21、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,908 m²」外 1 筆、計「2,715 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 売り手「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で体の調子が悪く、3 年前から
実は買い手の「〇〇〇〇」さんが小作をしておりました土地であります。
「〇〇〇〇」さんにとっては、年もとりましたし、「売買でやって
くれないか」ということで、「〇〇〇〇」さんに言いますと、「それで
は私が買って耕作しましょう」ということで話がまとまりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、追加報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による
届出について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 4 号について説明します。
番号 17、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,908 m²」外 1 筆、計「2,715 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年4月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 山内 裕司

議事録署名人 河野 和弘